

「スマイル！ひろしま 食品ロス削減協力店」 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、主に食品を取り扱う小売店（以下「食品小売店」という。）又は飲食店や宿泊施設等（以下「飲食店等」という。）に対し、食品ロス（まだ食べることができるのに廃棄される食品）及びその他の廃棄物の発生抑制と再生利用に向けた取組を呼びかけるとともに、取組を実践する食品小売店又は飲食店等を、「スマイル！ひろしま 食品ロス削減協力店」（以下「協力店」という。）として登録し、市民及び事業者によく紹介することにより、食品小売店又は飲食店等から排出される食品ロス及びその他の廃棄物の削減を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 広島市内の食品小売店又は飲食店等で、広島市暴力団排除条例（平成24年3月27日広島市条例第14号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないものとする。

(登録要件)

第3条 食品小売店の場合、次の各号に掲げる取組項目を、3項目以上（第10号から第12号に掲げる項目を1項目以上含むものとする。）実践する食品小売店を協力店として登録する。

- (1) 包装の簡素化、適正化の推進
- (2) レジ袋の削減のための、買い物袋等の持参啓発の取組
- (3) 再生品の販売
- (4) 食品トレー、ペットボトル、缶、ダンボール、牛乳パック、廃食用油など4品目以上の店頭回収の実施
- (5) 製品の修理・補修の実施
- (6) ポスターの掲示等によるごみの減量・リサイクルに向けた啓発の実施
- (7) 不用品交換会、集団回収等を実施する地域の団体等に対し、自ら管理する土地の使用を認める等の支援の実施
- (8) ごみの減量・リサイクルを進めるための内部組織を設置する等推進体制の整備
- (9) その他、各店舗の創意工夫によるごみの減量・リサイクルの取組
- (10) 食品の、量り売り、小分け売りの実施
- (11) 食品廃棄物の、食品リサイクル施設でのリサイクル処分の実施
- (12) 寄附等による、売れ残り・規格外商品等の有効活用

2 飲食店等の場合、次の各号に掲げる取組項目を、3項目以上実践する飲食店等を協力店として登録する。

- (1) 大・中・小又は重量単位など、希望する量が選べるメニューの導入
- (2) 宴会等における食べ残し削減の呼びかけ
- (3) ポスターの掲示等による食べ残し削減に向けた啓発の実施
- (4) 食べ残しの持ち帰りの対応
- (5) 食材を使い切る工夫、食材を余らせない仕入れの工夫等の実施

- (6) 使い捨て商品の使用を抑える工夫等の実施
- (7) ごみ排出時の水切り等の工夫等の実施
- (8) 食べ切った利用者への割引等特典の付与
- (9) 上記以外の独自の取組

(取組内容)

第4条 協力店は、次の各号に掲げる項目に取り組むこととする。

- (1) 前条で選択した項目を積極的に実践し、食品ロス及びその他の廃棄物の発生抑制と再生利用に努める。
- (2) 実行委員会から交付されたステッカー等を掲示し、利用者へこの取組について積極的にPRし、周知に努める。
- (3) 実行委員会が実施するこの取組に関する調査へ協力する。

(申込等)

第5条 協力店として登録を希望する食品小売店又は飲食店等の代表者（以下「希望者」という。）は、申込書（様式第1号）を実行委員会へ郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で提出する。
2 実行委員会は、希望者から提出された申込書の内容を確認し、第3条の要件を満たす場合は、協力店として登録し、協力店一覧へ掲載するとともに、希望者に対してステッカー等を交付する。

(協力店の紹介)

第6条 実行委員会は、登録した協力店の取組内容等を、広島市のホームページ等で紹介する。
2 希望者は、応募した時点で店舗情報の掲載に同意したものとする。

(登録内容の変更)

第7条 協力店は、申込書（第1号様式）に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、内容変更届（第2号様式）を実行委員会へ提出するものとする。

(登録の中止)

第8条 協力店は、取組内容が第3条に示す取組項目に合わなくなった場合や、店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、登録中止届（第3号様式）を実行委員会へ提出するとともに、ステッカー等の掲示を取りやめるものとする。
2 実行委員会は、前項の届が提出された場合、登録中止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録の取消し)

第9条 実行委員会は、協力店が要件を満たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。
2 登録を取り消された協力店は、速やかにステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

(持ち帰りへの対応)

第10条 第3条第2項第4号の食べ残しの持ち帰りの対応（以下「持ち帰りの対応」という。）に当た

っては、協力店は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守するものとする。また、加熱等調理済みの持ち帰りに適した食品を提供し、それ以外の食品は、提供しないものとする。

- 2 持ち帰りの対応は、持ち帰り希望者（以下「希望者」という。）からの申し出があった場合で、かつ協力店が希望者に衛生上の注意事項の説明（以下「説明」という。）を行い、持ち帰った料理を食したことにより、食中毒等の食品事故が発生した場合、希望者による自己責任となる旨を、協力店と希望者との合意（以下「合意」という。）の上に行うものとする。
- 3 説明は、「飲食店等で食べ残した食品の持ち帰りに関する注意事項」（様式第4号）を例に行うものとする。
- 4 合意は、「飲食店等で食べ残した食品の持ち帰りに関する同意書」（様式第5号）に希望者が署名することにより行うものとする。
- 5 協力店が自らの責任において行う説明又は合意の方法は、前2項の規定の限りではない。
- 6 実行委員会は、食べ残しの持ち帰りについて、食中毒、体調不良、その他の異変への責任を負わないものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

- 2 「スマイル！ひろしま 食べ残しゼロ推進協力店」実施要綱（平成29年2月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に「スマイル！ひろしま 食べ残しゼロ推進協力店」実施要綱第5条第2項の規定により登録を受けた者は、この要綱の第5条第2項の規定により登録を受けた者とみなす。

「スマイル!ひろしま 食品ロス削減協力店」登録申込書 (食品小売店・飲食店等)

「スマイル!ひろしま 食品ロス削減協力店」実施要綱第5条第1項に基づき、登録を申し込みます。

申込者情報	住所	〒		
	氏名	※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
	担当者	担当者氏名		
電話番号			F A X	
メールアドレス				
登録店舗情報 (※)	区分	食品小売店	<input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> その他 (概要:)	
		飲食店等	<input type="checkbox"/> 飲食店 (概要:) <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 宴会場 (結婚式場等)	
	店舗の名称	(ふりがな)		
	所在地	〒		
	電話番号			
	営業時間		定休日	
	ホームページアドレス	http://		
	P R (30文字以内)			
取組内容 (※)	食品小売店の場合 (3項目以上)		飲食店等の場合 (3項目以上)	
	<input type="checkbox"/> 食品の、量り売り、小分け売りの実施 <input type="checkbox"/> 食品廃棄物の、食品リサイクル施設でのリサイクル処分の実施 <input type="checkbox"/> 寄附等による、売れ残り・規格外商品等の有効活用 <input type="checkbox"/> 包装の簡素化、適正化の推進 <input type="checkbox"/> レジ袋の削減のための、買い物袋等の持参啓発の取組 <input type="checkbox"/> 再生品の販売 <input type="checkbox"/> 食品トレー、ペットボトル、缶、ダンボール、牛乳パック、廃食用油など4品目以上の店頭回収の実施 <input type="checkbox"/> 製品の修理・補修の実施 <input type="checkbox"/> ポスターの掲示等によるごみの減量・リサイクルに向けた啓発の実施 <input type="checkbox"/> 不用品交換会、集団回収等を実施する地域の団体等に対し、自ら管理する土地の使用を認める等の支援の実施 <input type="checkbox"/> ごみの減量・リサイクルを進めるための内部組織を設置する等推進体制の整備 <input type="checkbox"/> その他、各店舗の創意工夫によるごみの減量・リサイクルの取組 具体的な内容:		<input type="checkbox"/> 大・中・小又は重量単位など、希望する量が選べるメニューの導入 <input type="checkbox"/> 宴会等における食べ残し削減の呼びかけ <input type="checkbox"/> ポスターの掲示等による食べ残し削減に向けた啓発の実施 <input type="checkbox"/> 食べ残しの持ち帰りの対応 <input type="checkbox"/> 食材を使い切る工夫、食材を余らせない仕入れの工夫等の実施 <input type="checkbox"/> 使い捨て商品の使用を抑える工夫等の実施 <input type="checkbox"/> ごみ排出時の水切り等の工夫等の実施 <input type="checkbox"/> 食べ切った利用者への割引等特典の付与 <input type="checkbox"/> 上記以外の独自の取組 具体的な内容:	

※ 登録店舗情報、取組内容については、ホームページ等に掲載し、広報させていただきます。

(以下は記入しないでください)

協力店として登録してよいでしょうか。

- ・区分 : 食品小売店・飲食店等
- ・登録番号 :
- ・登録店舗数 :

【決裁欄】ごみ減量・リサイクル実行委員会事務局

係	課長補佐	課長

「スマイル!ひろしま 食品ロス削減協力店」内容変更届 (食品小売店・飲食店等)

登録申込内容を変更するので、「スマイル!ひろしま 食品ロス削減協力店」実施要綱第7条に基づき、届け出ます。

届出者	住所	〒		
	氏名	※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
	担当者	担当者氏名		
		電話番号		F A X
メールアドレス				
変更事項	変更年月日	令和 年 月 日		
	変更項目	1 申込者情報 (住所・氏名・担当者) 2 登録店舗情報 (区分・店舗の名称・所在地・電話番号・営業時間・定休日・ホームページアドレス・PR) 3 取組内容		
	変更内容	変更前		
		変更後		
	【変更項目3 (取組内容の変更)】 変更後の取組に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。			
食品小売店の場合 (3項目以上)		飲食店等の場合 (3項目以上)		
<input type="checkbox"/> 食品の、量り売り、小分け売りの実施 <input type="checkbox"/> 食品廃棄物の、食品リサイクル施設でのリサイクル処分の実施 <input type="checkbox"/> 寄附等による、売れ残り・規格外商品等の有効活用 <input type="checkbox"/> 包装の簡素化、適正化の推進 <input type="checkbox"/> レジ袋の削減のための、買い物袋等の持参啓発の取組 <input type="checkbox"/> 再生品の販売 <input type="checkbox"/> 食品トレー、ペットボトル、缶、ダンボール、牛乳パック、廃食用油など4品目以上の店頭回収の実施 <input type="checkbox"/> 製品の修理・補修の実施 <input type="checkbox"/> ポスターの掲示等によるごみの減量・リサイクルに向けた啓発の実施 <input type="checkbox"/> 不用品交換会、集団回収等を実施する地域の団体等に対し、自ら管理する土地の使用を認める等の支援の実施 <input type="checkbox"/> ごみの減量・リサイクルを進めるための内部組織を設置する等推進体制の整備 <input type="checkbox"/> その他、各店舗の創意工夫によるごみの減量・リサイクルの取組 具体的な内容：		<input type="checkbox"/> 大・中・小又は重量単位など、希望する量が選べるメニューの導入 <input type="checkbox"/> 宴会等における食べ残し削減の呼びかけ <input type="checkbox"/> ポスターの掲示等による食べ残し削減に向けた啓発の実施 <input type="checkbox"/> 食べ残しの持ち帰りの対応 <input type="checkbox"/> 食材を使い切る工夫、食材を余らせない仕入れの工夫等の実施 <input type="checkbox"/> 使い捨て商品の使用を抑える工夫等の実施 <input type="checkbox"/> ごみ排出時の水切り等の工夫等の実施 <input type="checkbox"/> 食べ切った利用者への割引等特典の付与 <input type="checkbox"/> 上記以外の独自の取組 具体的な内容：		

※ 登録店舗情報、取組内容については、ホームページ等に掲載し、広報させていただきます。

(以下は記入しないでください)

登録内容を変更してよいでしょうか。

・区分 : 食品小売店・飲食店等
 ・登録番号 :

【決裁欄】ごみ減量・リサイクル実行委員会事務局

係	課長補佐	課長

「スマイル!ひろしま 食品ロス削減協力店」登録中止届 (食品小売店・飲食店等)

「スマイル!ひろしま 食品ロス削減協力店」実施要綱第8条第1項に基づき、登録の中止を届け出ます。

届出者情報	住所	〒		
	氏名	※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
	担当者	担当者氏名		
		電話番号		F A X
メールアドレス				
登録中止店舗	区分	食品小売店・飲食店等		
	店舗の名称	(ふりがな)		
	所在地	〒		
	電話番号			
	理由	(差し支えない範囲で御記入ください。)		

(以下は記入しないでください)

協力店を中止してよいでしょうか。

- ・区分 : 食品小売店・飲食店等
- ・登録番号 :

【決裁欄】ごみ減量・リサイクル実行委員会事務局

係	課長補佐	課長

飲食店等で食べ残した食品の「持ち帰り」に関する注意事項

【飲食店用】

食品の持ち帰りにあたっては、次の点に注意して自己の責任において行ってもらうようにしてください。

- 持ち帰りを希望される方には、食中毒のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明しましょう。
- 持ち帰りには十分に加熱された食品を提供し、生ものや半生など加熱が不十分な料理は、希望者からの要望があっても応じないようにしましょう。
- 清潔な容器に、清潔な箸などを使って入れましょう。
- 水分はできるだけ切り、早く冷えるように浅い容器に小分けしましょう。
- 夏の季節など外気温が高いときは、持ち帰りを休止するか、保冷剤を提供しましょう。
- その他、料理の取扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をしましょう。

飲食店等で食べ残した食品の「持ち帰り」に関する注意事項

【持ち帰り希望者用】

飲食店等で提供される料理は、飲食店等で食べることを前提として調理されています。食べ残した料理は、時間の経過や保存状態によって、食中毒の危険性が高まります。

食品の持ち帰りにあたっては、次の点に注意して自己の責任において行ってください。

- 持ち帰りは、十分に加熱された食品で、帰宅後に再加熱が可能なものにし、食べきれぬ量を考えて、行いましょう。
- 自ら料理を詰める場合は、手を清潔に洗ってから、清潔な容器に、清潔な箸などを使って入れましょう。
- 水分はできるだけ切り、早く冷えるように浅い容器に小分けしましょう。
- 料理は、暖かい所に置かないようにしましょう。
- 時間が経過すると食中毒のリスクが高まるので、帰宅までに時間がかかる場合は、持ち帰りはやめましょう。
- 持ち帰った料理は、帰宅後できるだけ速やかに食べるようにしましょう。
- 中心部まで十分に再加熱してから食べましょう。
- 見た目やにおいなどが、少しでも怪しいと思ったら、口に入れるのはやめましょう。

飲食店等で食べ残した食品の「持ち帰り」に関する 同意書

(署名する前に必ず読んでください。)

私は、この同意書の内容を十分に承知した上で、

_____ (以下「飲食店等」

(飲食店名)

という。)において、____年__月__日に提供され食べ残した食品
を持ち帰るに当たり、持ち帰りは、私の自己責任のもとに行うこと、
また、持ち帰った食品を食したことにより、食中毒、体調不良、
その他異変(以下「異変等」という。)が生じた場合であっても、
飲食店等の経営主体、飲食店等の経営主体の代表者、役員
及び飲食店等におけるすべての従事者が、異変等に係る損害
賠償等一切の責任を負わないことに同意します。

持ち帰り希望者 署名

(楷書で署名してください。)